

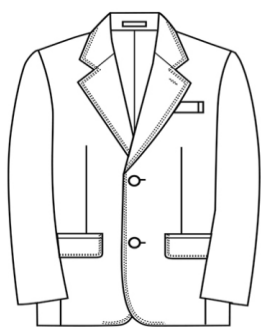
令和4年度 学校生活のきまり

1 制服について

(1) 男子制服（以下に示してある制服を着用すること）

ブレザー、スラックス、学校指定シャツ、ネクタイ

男子制服 - 正装 -



男子ブレザー



スラックス



長袖ニットシャツ

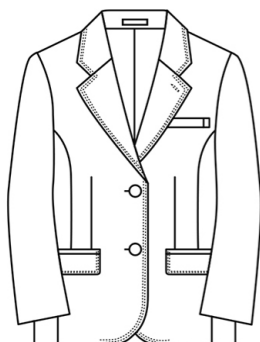


ネクタイ

(2) 女子制服（以下に示してある制服を着用すること）

ブレザー、ニットベスト、スカートまたはスラックス、学校指定シャツ、リボンタイまたはネクタイ

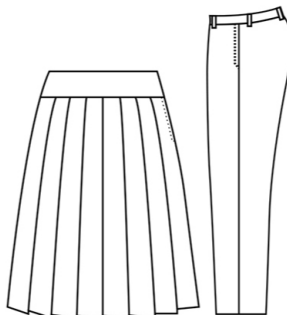
女子制服 - 正装 -



女子ブレザー



ニットベスト



スカート または スラックス



長袖ニットシャツ



リボンタイ
または
ネクタイ

(3) 夏季略装（期間については天候・気温等を考慮した上で指示する）

ア 男女とも、学校指定シャツ（半袖含む）及びポロシャツを着用してよい。

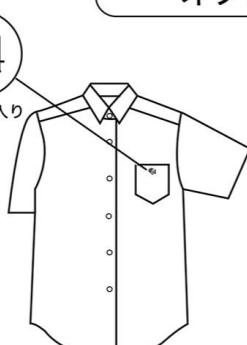
また、学校指定セーター、学校指定ベストを着用してよい。

イ その他は(1) (2)の規定と同じとし、ブレザー着用しなくてもよい。

オプション



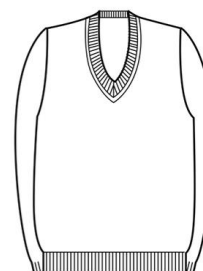
男子半袖シャツ



女子半袖シャツ



半袖ポロシャツ



セーター

(4) その他

- ア 制服については、常に正しく着用すること。スカート丈は、直立時の膝中心を基準とする。また、Yシャツの裾出し、ネクタイ・リボンの緩みが無いようにすること。
- イ 上靴は学校指定のものとする。また、登下校においてサンダル等の使用を禁止する。
- ウ 登下校時および校内では制服を着用すること。ただし授業時や登下校時に防寒等のためコート等を着用する場合はブレザーを着用のうえ、コート等を着用すること。また、授業時にコート等を着用する場合は教科担任の許可を得ること。
- エ ブレザーの中に着用するベスト、セーター（オプショ）等は学校指定のものとし、私服（パーカー、カーディガン等）の着用は禁止する。

2 頭髪・化粧・装飾品について

- (1) 高校生らしく清潔感のある頭髪を心がけること。パーマ・カール、髪の色及びラインなどの頭部の加工は禁止する。特に、男子の長髪は、目、耳、襟にかからないよう注意する。
- (2) 化粧および化粧とみなされるもの（リップクリーム（色物）・マニキュア等を含む）、装飾品（ピアス・指輪等）の着用を禁止する。

3 登下校について

- (1) 8時25分までにホームルーム教室に入室していること。遅れた場合は遅刻とする。また、原則として19時00分までに下校すること。
- (2) 遅刻した場合は、登校した時に、必ず職員室に寄り、入室記録シートを記入すること。
- (3) やむを得ず、欠席・遅刻する場合は8時10分までに家庭から直接担任へ連絡すること。
- (4) 交通徳を遵守し、公共交通機関の利用に際しては秩序やマナーを守ること。
- (5) 自転車を利用して通学する場合は、自転車安全点検を受け自転車通学許可願を提出し許可を得ること。また通学の際は道路交通法及び交通マナーを遵守すること。なお、冬期間の自転車の利用は禁止する。

4 外出について

- (1) 外出する場合は、行先及び帰宅予定時刻を保護者に告げておくこと。
- (2) 午後9時までに必ず帰宅すること。
- (3) 外出の際には、本校の身分証明書を携行すること。

5 校内生活について

- (1) 挨拶を心掛けること。
- (2) 廊下では静かに行動し、周囲に迷惑をかけないようにすること。
- (3) 始業のチャイムが鳴る前に授業準備を整え、着席していること。
- (4) 清掃活動は、日々きれいにすること。
- (5) 職員室に入るときは、正装とする。（夏季略装期間は略装可）

6 その他

- (1) 心得事項
 - ア 校則や諸規定を理解し遵守すること。
 - イ 学校生活および学業に不要とみなされるものは校内に持ちこまないこと。
 - ウ 多額の金銭、貴重品は携行しないこと。また、所持品には記名し、自己管理を徹底すること。
 - エ 校舎及び校具・設備は丁寧に利用し、損傷ないように心掛けること。
- (2) 禁止事項
 - ア 法令に違反する行為
 - イ 校則に違反する行為
 - ウ 校舎及び校具設備の乱用及び破損
 - エ 風紀上不適切なアルバイト（スナックなど酒類を提供する仕事、パチンコ店、及び危険な作業など）
 - オ 他者へ身体的・心理的苦痛を与える行為
 - カ 試験における不正行為
 - キ その他、社会規範・ルール及び社会通念に照らして不適切と判断される行為

7 諸願・届一覧表

種類	用途・内容	用紙受領	提出先	提出時期
入室許可シート	S H R・授業中に教室へ入室するとき。また休み時間に登校したとき。	職員室 (教員)	教科担任 担任	入室時
早退・外出許可願 (証)	早退・外出する必要があるとき	職員室 (教員)	担任 学年担当	早退・ 外出時
アルバイト許可願 注 1	アルバイトをしようとするとき	担任	担任	事前
アルバイト届	アルバイトの許可を受け、雇用先の証明を受けたとき	担任	担任	事前
自転車通学許可願	自転車通学を希望するとき	担任	担任	事前
普通自動車運転免許取得許可願 注 2	普通自動車運転免許取得を希望するとき	担任	担任	事前
証明書交付願	在学・成績・卒業見込の証明が必要なとき	担任	担任	当日の 午前中まで
バス通学証明書申込書	通学定期乗車券を購入するとき	事務室	事務室	当日の 午前中まで

※ 保護者の氏名・印の欄は必ず保護者が記入・捺印すること。

※ 記入は、黒インクまたは黒ボールペンによること。

注1 アルバイトの許可について

次の(1)～(5)を満たす場合にアルバイトを許可する。

- (1) 学校生活を最優先にし、学習状況、学校生活の状況が良好であり、保護者・担任が学業に支障がないと判断し、かつ直近の考査の平均点の50%未満の科目がない場合（考査を実施しない教科・科目においては教科担任の判断による）
- (2) 直近の学業成績確定において、10段階評価で1・2の評価及び5段階評定で「1」の評定がないこと
- (3) 欠席時数・欠課時数が、標準時数の10%を超えていないこと
- (4) 就業日について、考査1週間前から考査終了までアルバイト禁止とする。また入学（転編入学を含む）から3ヶ月を経ない期間もアルバイト禁止とする
- (5) 午後8時までに帰宅できる時間であること。また1日の労働時間が8時間を越えないこと

なお、上記(1)～(5)のいずれかを満たさない場合には原則アルバイトを中止させる。また、その他本校の規定に違反してアルバイトを行った場合も同様とする。

注2 自動車運転免許取得の許可について

本校では原付、自動二輪の運転免許の取得は禁止とする。ただし、3学年については、冬季休業中及び家庭学習期間中に限り、次の(1)～(4)をすべて満たす場合に普通自動車運転免許の取得を許可する。

- (1) 保護者が認めており、進路が決定していること
- (2) 欠席日数及び欠課時数が、通学開始時点で実施日数及び時数の20%を超えていないこと
- (3) 直近の考査の素点確定で、30点未満の科目が4科目未満であること
- (4) 成績が通学開始時点で、10段階評価の1・2の評価又は5段階評定の1がないこと

なお、運転免許取得が許可された場合でも、本校の規定等に違反した者は、許可を取り消されることがある。